

若年者向け消費者教育教材の普及促進

消費者庁消費者教育推進課

令和2年6月

若年者への消費者教育の推進

成年年齢の引下げを見据え（※）、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また自立した消費者の育成のため、**若年者への実践的な消費者教育の推進**は喫緊の課題

※成年年齢を引き下げる民法の改正は、平成30年6月13日可決、同月20日公布（令和4年4月施行予定）

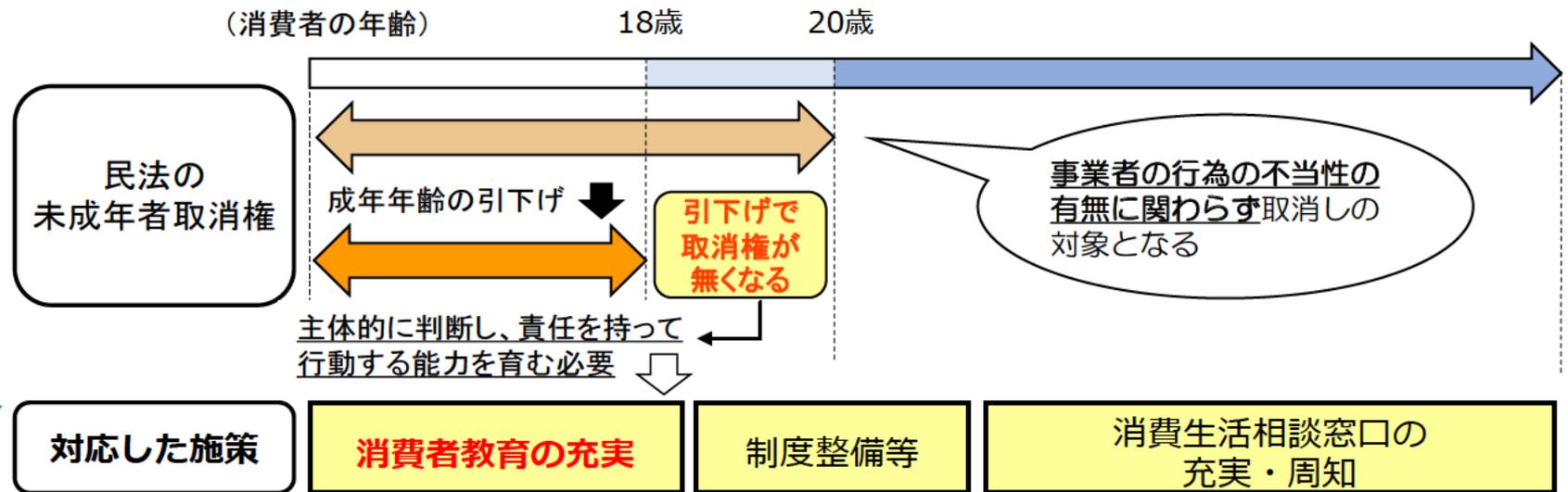
佐々木さやか君

（平成30年3月5日参議院・予算委員会）

この成年年齢の引下げに当たっては、若者がその年齢でしっかりと自立するという、それだけの環境整備、これが重要だと思っております。（中略）学生の皆さんとか若い皆さんとお話をしても、もう本当に自分が社会に出て大丈夫だろうか、こういう不安を抱いている方もいらっしゃる、こういう印象を他方で私は受けております。例えば消費者被害とか、そういったことも心配をされるわけでありましてけれども、**消費者教育を充実**をしたり、**いろいろな制度の整備も必要**だろうと思っております。

内閣総理大臣(安倍晋三君)

成年年齢の引下げに係る民法改正法案に関しては、現在、今国会への提出を目指し、所要の進捗を進めているところであります。政府としても、委員御指摘の消費者被害を防止する施策など、**成年年齢の引下げに向けた環境整備**については、**改正法案の成立後も引き続き政府一体となって取り組む必要がある**ものと認識をしています。



「消費者教育の推進に関する基本的な方針」

（平成30年3月20日 変更の閣議決定）

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

（平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）

社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の課題として、若年者への消費者教育を「当面の重点事項」に位置付け

関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が緊密に連携し、**2018年度から2020年度までを集中強化期間**として、取組を推進

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

(平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

関係省庁(消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁)が緊密に連携し、2018年度から2020年度までを集中強化期間として、実践的な消費者教育の実施を推進するため、以下の取組を推進

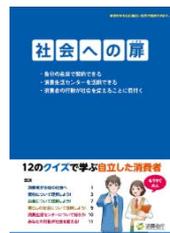
高等学校等における消費者教育の推進

・ 学習指導要領の徹底

・ 消費者教育教材の開発、手法の高度化
実践的な能力を身に付ける教材「**社会への扉**」を活用した授業の実施の推進等

・ 実務経験者の学校教育現場での活用
消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の活用の推進

・ 教員の養成・研修
「若年者の消費者教育分科会」による検討と取りまとめを受けた消費者教育推進会議における審議を踏まえ、**教員による消費者教育の指導力向上のための取組**を推進



大学等における消費者教育の推進

- ・ 大学等と消費生活センターとの連携支援・出前講座の実施
- ・ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及

2020年度までには、

- ・ 全ての都道府県の全高校で「**社会への扉**」を活用した**授業**が実施されること
- ・ 全都道府県に**消費者教育コーディネーター**が配置されることを目指す

- 教職課程における消費者教育の内容の充実
- 有機的に連携した継続的な体制の構築
- 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実
- 外部人材等の活用及び育成

その他

全ての都道府県等において、**消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会**の策定・設置を目指す 等

2018年度における「社会への扉」の活用実績

消費者教育教材活用校/域内の高等学校等数	都道府県の数
90%以上	2
80%以上～90%未満	2
70%以上～80%未満	2
60%以上～70%未満	6
50%以上～60%未満	6
50%未満	28
合計(注)	46

(注)東京都について、2018年度においては、消費者教育教材活用校の取りまとめを行っていないため、不明である。

学校種別における活用実績

【単位：都道府県の数】

消費者教育教材活用校/域内の高等学校等数	国公立 高等学校等	私立 高等学校等	特別支援学校	高等専門学校
90%以上	8	1	2	12
80%以上～90%未満	4	3	3	—
70%以上～80%未満	1	2	1	—
60%以上～70%未満	4	—	2	—
50%以上～60%未満	7	2	1	3
50%未満	22	38	37	25
合計(注1)	46	46	46	40(注2)

(注1)東京都について、2018年度においては、消費者教育教材活用校の取りまとめを行っていないため、不明である。

(注2)6県については、高等専門学校がないため集計対象としていない。

【議題①】

消費者教育教材の提供方法及び効果的な周知

【議題②】

消費者庁による小中向け消費者教育教材作成の必要性

課題①提供方法

学校現場では、紙媒体の教材の需要が高いものの・・・

- ・他の地方公共団体にまで必要冊数を提供してもよいと回答した教材は少ない(消費者庁調べで213教材中7教材)。
- ・ウェブサイトからダウンロードして印刷する教材は、費用面で活用しづらい。

広く学校の授業での活用を想定しなければ、実際の活用にはつながらない

加工可能な教材など多様な教材の開発

- ① 単ページ教材の開発
→冊子としないことで、必要枚数の印刷と配布が容易に。
- ② 加工可能な教材の開発
→教員や外部講師が加工可能にすることで、幅広い活用を期待。
⇒①②を踏まえ、消費者庁では、「社会への扉」について、パワーポイント版を作成。

(例)消費者庁作成教材「社会への扉」パワーポイント版(注2)



課題②周知方法

【消費者教育ポータルサイト(注1)】

- ・教材等の掲載状況が悪い(掲載教材割合は約16%(消費者庁調べで213教材中34教材))。
- ・消費者教育ポータルサイトを利用して教材を検索しているアクセス数が少ない(経由300件 対 非経由約300万件)。



消費者教育ポータルサイトは見直しが必要

消費者教育ポータルサイトの全面的な見直し

見直しに当たって以下の点に重点を置いたサイトに移行すべき。

- ① 消費者教育の実践例の発信
→多種多様な消費者教育教材を活用した実践例の発信
→外部講師による出前講座の実践例の発信
- ②消費者問題の解説や消費者教育の素材に係る情報発信
→日々変化する消費者問題や幅広い社会的課題について、消費者教育目線での解説と情報発信
- ③利用者目線に立ったウェブサイトの構成
→学校種別、科目別に実践例等を閲覧可能に。閲覧履歴の表示。閲覧履歴から推測される教材や実践例の表示。一定の頻度での更新や適切な情報量の掲載

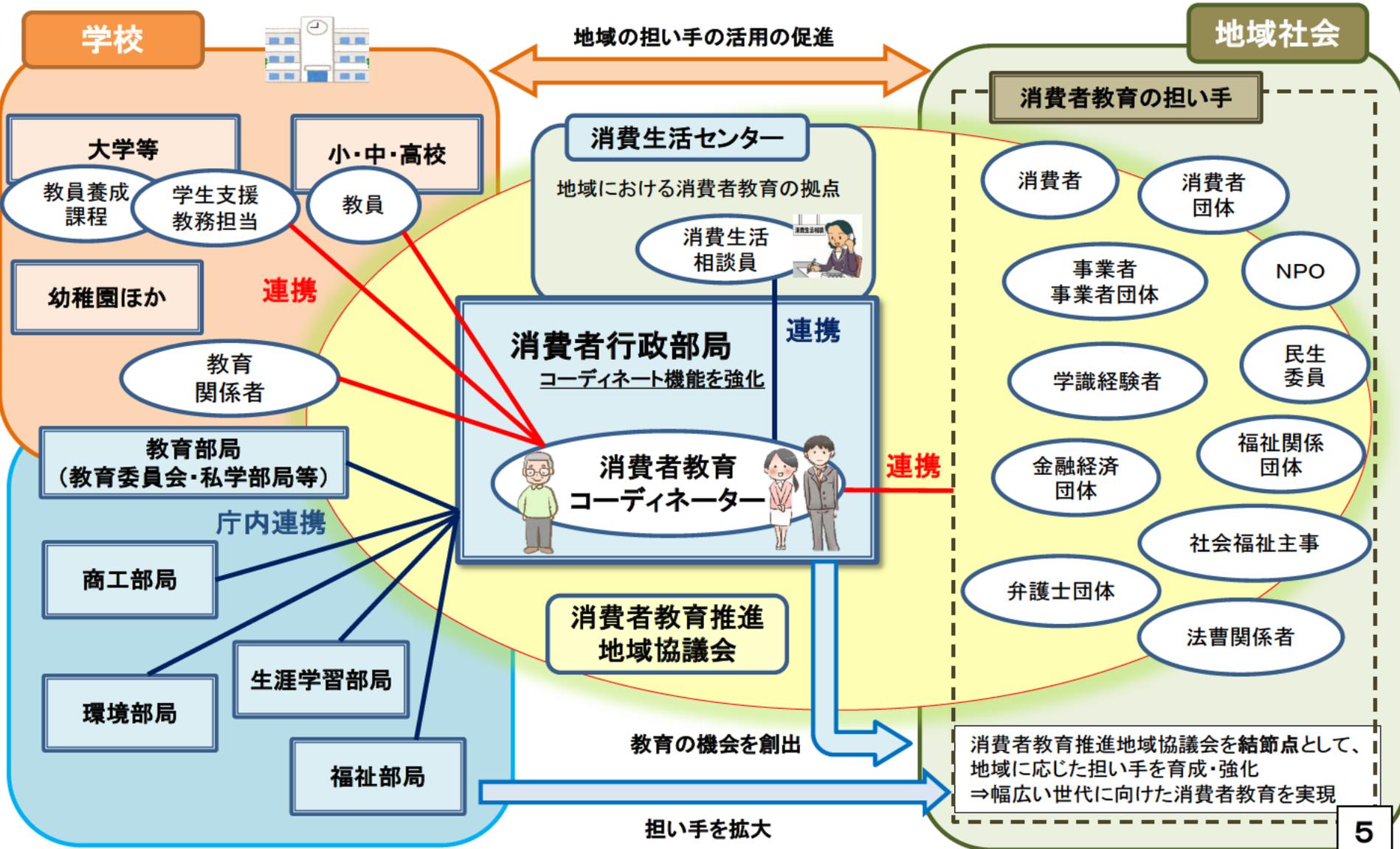
消費者教育教材
「消費者センスを身につけよう」の改定

消費者ホットラインの番号変更など形式面の修正を行った。
改定版は消費者庁ウェブサイトで公表済み(注3)

(注1) <https://www.kportal.caa.go.jp/index.php>(注2) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/(注3) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_004/pdf/material_004_190322_0002.pdf

地域における消費者教育の推進体制（イメージ）

地域ごとに、多様な担い手が連携して、様々な機会を捉えて、消費者教育を実施



若年者向け消費者教育の充実が必要な背景

○ 若年者の消費者トラブルの現状から

(特徴 1) 未成年者から成年になる20歳前後の相談の特徴として、20歳代になるとトラブル相談が増加する傾向にある。(図1)

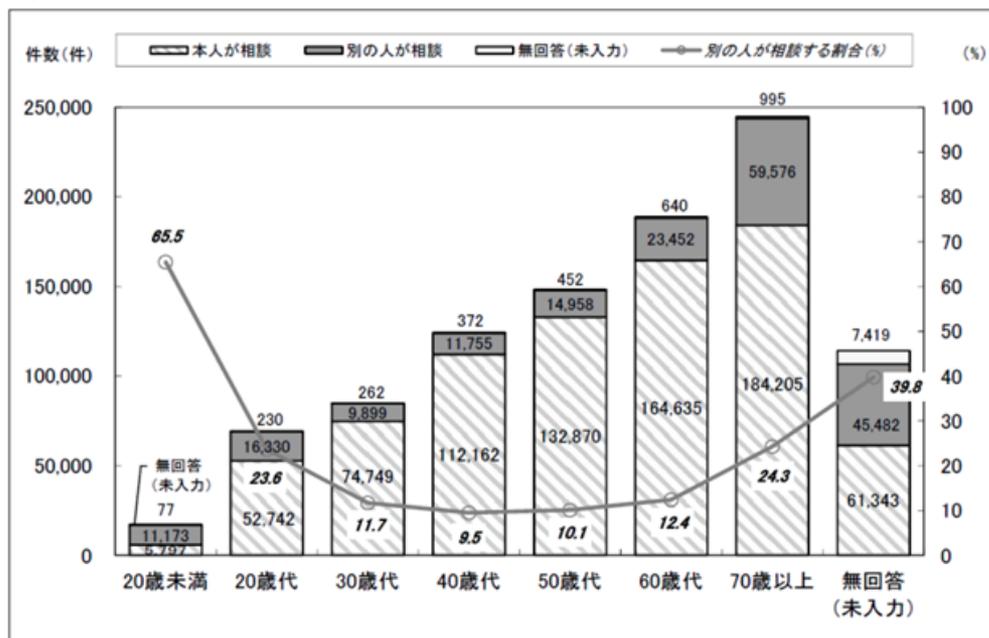
(特徴 2) 若年者、20歳未満の未成年者は、本人が相談するよりも保護者ら別の人が相談する割合が高い(65.5%) (図2)

➡ 社会人として自ら契約・相談できるようになることが望まれる。

(図1)



(図2) 契約当事者の年代別相談者の内訳(2018年度)



(出典) 消費者庁『平成30年版 消費者白書』

(出典) (独)国民生活センター『消費生活年報2019』

○ 高校生向け消費者教育教材「社会への扉」



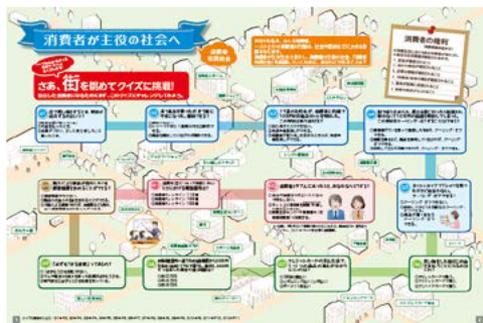
社会への扉

—12のクイズで学ぶ自立した消費者—

【目的】 成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。

P.1~2
導入

消費者が主役の社会へ



生徒用教材

消費生活に関する12のクイズを掲載

契約や消費者トラブル等が身近な暮らしの中に存在することに気付かせる。

P. 3~11

契約について理解しよう！



ワーク3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。



高校生にも身近なインターネットショッピングの注意事項を具体的に掲載

お金について理解しよう！

・クレジットカードの仕組み、多重債務、将来の詐欺的投資被害を防ぐための注意を掲載

暮らしの安全について理解しよう！

・暮らしに潜む危険の例を紹介し、安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促進

消費生活センターについて知ろう！

・「高校生が消費生活センターに相談したら」という設定のマンガで紹介

あなたの行動が社会を変える！

・消費者トラブルにあった際に行動することが、消費者市民社会の実現につながることを紹介

教師用解説書

生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等を示す表

教科	学習内容	学習指導要領	対応
公民科	1) 消費者の権利と責任	公民科 消費者の権利と責任	○
	2) 消費者の責任	公民科 消費者の責任	○
家庭科	1) 契約の重要性	家庭科 契約の重要性	○
	2) 消費者トラブルの防止	家庭科 消費者トラブルの防止	○

消費者教育の必要性についてのメッセージ

・消費者教育を実践している教師・弁護士・消費生活相談員

育てよう！自立した消費者
～今、高等学校に求められる消費者教育～

- 生徒用教材各ページの解説
- 教師として知っておきたい若年者を取り巻く消費生活に関する情報
- 生徒用教材の「ワーク」「発展」「プラスα問題」の考え方

公民科、家庭科の指導事例とワークシート例(ワークシート実物又はウェブサイト掲載)

指導事例	ワークシート例
消費生活センターの役割について	消費生活センターの役割について
消費生活センターの役割について	消費生活センターの役割について

消費者が主役の社会へ

消費者
市民社会

あなたも私も、みんな消費者。
一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。
消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役の社会、「消費者市民社会」を実現していくために、あなたにできることは？

消費者の権利

(消費者基本法から)

※消費生活における基本的な必要が満たされ、
※健全な生活環境が確保される中で、

1. 安全が確保されること
2. 選択の機会が確保されること
3. 必要な情報が提供されること
4. (消費者)教育の機会が確保されること
5. 意見が政策に反映されること
6. 被害の救済がなされること

今まで気付かなかった
お店や会社が
たくさんある!

さあ、街を眺めてクイズに挑戦!

自立した消費者になるためにまず、このクイズにチャレンジしてみよう。

Q1 店で買った商品を受け取ったとき、契約が成立するのはいつ?

- ①商品を受け取ったとき。
- ②代金を払ったとき。
- ③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる?

- ①解約できない。
- ②レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③商品を開封していなければ解約できる。

Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる?

- ①取り消すことはできない。
- ②未成年者取消ができる。
- ③保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消ができる。

Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる?

- ①事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- ②絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。
- ③契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。

Q10 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる?

- ①損害賠償はされない。
- ②製品の代金のみ返金を求めることができる。
- ③欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。

Q11 消費生活について相談したいときにかける電話番号は?

- ①消費者ホットライン 118番
- ②消費者ホットライン 188番
- ③消費者ホットライン 189番

Q12 消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする?

- ①自分が我慢すればよいことなので何もしない。
- ②ネット上に事業者を誹謗中傷した書き込みをする。
- ③消費生活センターや事業者※(お客様相談室)に相談する。



※「企業」、「売り手」という言葉が使われることもある。具体的には、販売店や、メーカー、クレジットカード会社等の金融機関。

Q5 ネットショップでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる?

- ①クーリング・オフできない。
- ②契約してから14日間ならクーリング・オフできる。
- ③商品が届く前ならクーリング・オフできる。



Q9 「必ずもうかる投資」ってあるの?

- ①「必ずもうかる投資」はない。
- ②マルチ商法の仕組みを使った投資は必ずもうかる。
- ③専門家なら必ずもうかる投資を知っている。

Q8 自転車教習所へ通うため金融機関から20万円を年利(金利)17%で借りた。毎月5,000円ずつ返済した場合の返済総額は?

- ①約23万円
- ②約26万円
- ③約29万円

Q7 クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは?

- ①36回分割払い
- ②リボルビング払い(リボ払い)
- ③ボーナス1回払い

Q6 買った物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ?

- ①デビットカードで買う。
- ②クレジットカードで買う。
- ③プリペイドカードで買う。

食料品スーパー

旅行会社

コンビニ

ジュエリーショップ

引っ越しのトラック

レンタル服物店

生命保険会社

絵画展示場

おもちゃ屋



マルチ商法のセミナー

消費生活センター

銀行

消費者金融ATM

スポーツ用品店

不動産屋

家具屋

アパート

怪しい投資会社

車のディーラー

ショッピングモール

クレジットカード会社

○消費者教育教材「社会への扉」の徳島県における活用事例集

https://www.caa.go.jp/future/project/project_003/

消費者庁は、消費者行政新未来創造オフィスのプロジェクトとして、若年者への消費者教育の推進を図るため、平成29年度、徳島県内の全ての高等学校等56校で、「社会への扉」を配付し、同教材を活用した授業を実施しました。

本事例集は、授業参観ができた20校（全日制、定時制、特別支援学校、高等専門学校）について、各先生が試行錯誤や工夫の上、実施された授業例を広く全国に紹介することで、全国の高等学校等における実践的な消費者教育の取組の参考にしていただくことを目的として作成したものです。

「社会への扉」の活用方法は、先生によって教え方が違うように、それぞれの学校で異なり、多種多様であったところ、本事例集は活用方法の一例を示したものです。



《各授業の内容を紹介【事例1～20】》

- ・各授業の形式や流れなどを指導案のような形で紹介
- ・「社会への扉」の活用箇所や活用のタイミングを紹介
- ・授業実施者、授業を受けた生徒のコメントを紹介

事例
1～20

- ・家庭科で活用した事例（事例1～10）
- ・公民科で活用した事例（事例11～13）
- ・総合的な学習の時間で活用した事例（事例14）
- ・ホームルーム活動で活用した事例（事例15～16）
- ・外部講師による出前授業で活用した事例（事例17）
- ・特別支援学校で活用した事例（事例18～20）

《ワークシート【参考資料】》

- ・各授業で使用したワークシートを紹介
- ・本事例集のほか、消費者庁のホームページ上にワード、エクセルなどのダウンロードできる形式で掲載

ワーク
シート

- ・18種類のワークシートを紹介（P.1～39）



《「社会への扉」の内容順に沿って活用事例を紹介【事例A～E】》

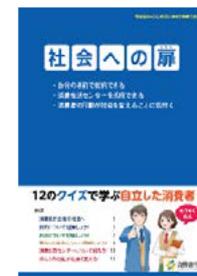
- ・板書や写真、イラストなどを交えて、授業における「社会への扉」のアレンジ例を紹介

事例
A～E

- ・「消費者が主役の社会へ（P.1～2）」の活用事例（事例A）
- ・「契約について理解しよう！（P.3～6）」の活用事例（事例B）
- ・「お金について理解しよう！（P.7～9）」の活用事例（事例C）
- ・「消費生活センターについて知ろう！（P.10）」の活用事例（事例D）
- ・「あなたの行動が社会を変える！（P.11）」の活用事例（事例E）

消費者庁 社会への扉

検索

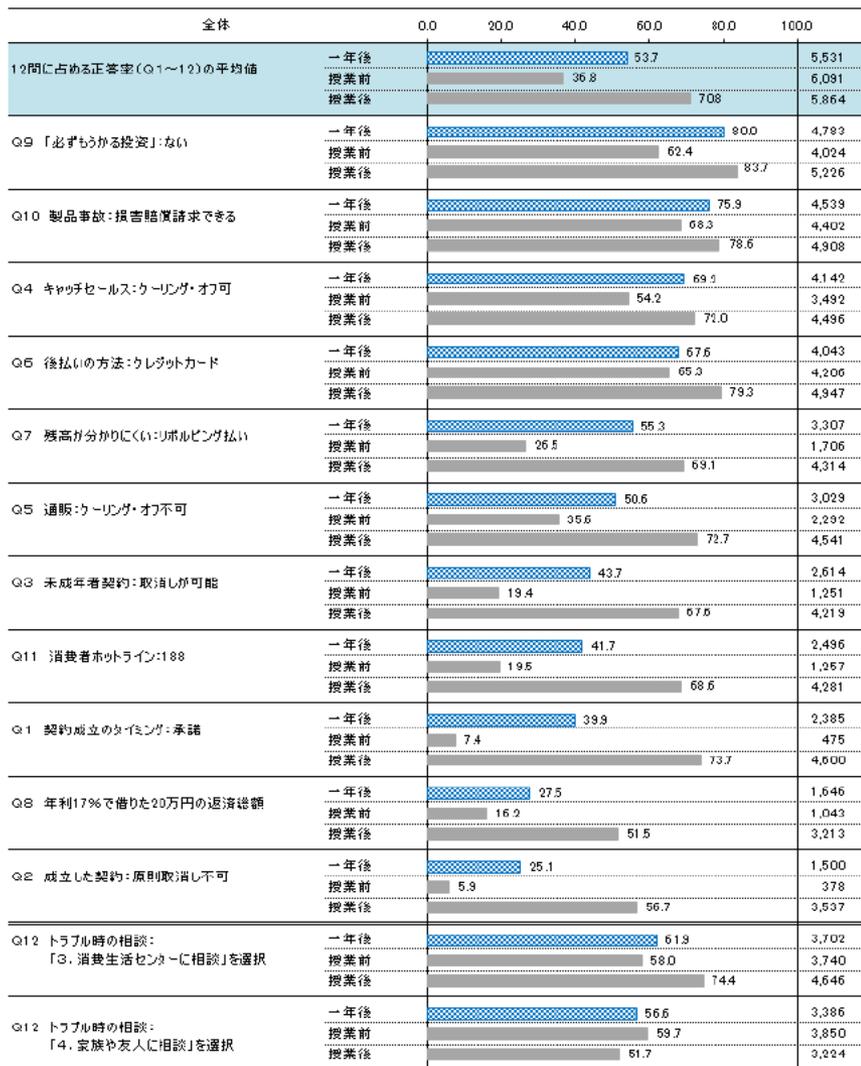


若年者向け消費者教育の取組

徳島県における「社会への扉」を活用した授業の実施効果に関する調査の実施

グラフ単位：(%)

回答数
(人)



平成29年度から一年後の調査結果

平成29年度授業後アンケートより正答率が減少したものの、ほぼ全ての問で、平成29年度授業前アンケートより正答率が増加。

「社会への扉」 確認シート(契約編) を作成・公表



(参考)今後の生活における「社会への扉」の活用

「社会への扉」で学んだことを今後の生活の中で役立てることができそうか。(授業後)(平成30年度)(%)

全くできない	1.9	少しはできる	23.9
あまりできない	2.1	まあまあできる	32.2
どちらとも言えない	15.5	必ずできる	22.6
		無回答	1.9

社会への扉



契約編

2022年（令和4年）4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、**一人で有効な契約をすることができる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。**
この成年年齢引下げの動きを踏まえて作成された『社会への扉』を参考に、クイズで「契約」について確認してみましょう！

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 商品を受け取ったとき。
- ② 代金を払ったとき。
- ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。



Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。



Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者取消しができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。



Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- ① 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- ② 絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。
- ③ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。



Q5 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

- ① 消費者ホットライン118番
- ② 消費者ホットライン188番
- ③ 消費者ホットライン189番



<クイズの解答とポイント解説>は裏面へ

クイズの解答とポイント解説

A1 ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

- 消費者と事業者とが、お互いに契約内容（商品の内容・価格・引き渡し時期等）について合意をすれば契約は成立する。つまり、口約束でも契約は成立する。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

A2 ① 解約できない。

- 契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。
- レシートがあっても、開封していなくても、原則は解約はできない。
*事業者が一定の条件を設けて、サービスとして返品や交換に応じてくれる場合もある。

A3 ② 未成年者取消しができる。

- 社会経験の少ない未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる。
- 取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者へ返品し、支払った代金があれば返金される。
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる。
*ただし、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている者、成人であると積極的にウソをついたり、法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合等は、未成年者取消しができない。

A4 ③ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。

- 「契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがある（特定商取引法）。
*「高い」、「家族に反対された」、「思っていたのと違う」等の理由は必要ない。
- クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者へ返品し、支払った代金は全額返金される。
- 詳しくは [国民生活センター クーリング・オフ](#)

A5 ② 消費者ホットライン 188番

土日祝も
つながります

消費生活センターはこんな所です



相談は
無料

- 国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。
- 消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との間に入ってあっせん（解決のための交渉のお手伝い）を行ったりして被害の回復を図ります。
- 守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外には漏れません。

「社会への扉」には、「契約」以外にもお金や暮らしの安全に関するクイズやワークが収録されています。
右のQRコードや「社会への扉」で検索してみてください。

